

避難所運営における注意事項

公的備蓄品（食料・飲料等）の取扱いについて

- 市で備蓄している食料（アルファ化米等）は、南海トラフ巨大地震等の災害で、中・長期間の避難生活を余儀なくされた場合に備え備蓄しているものです。

そのため、それ以外の時には、原則提供しないこととしています。

- 通常の台風等、短期間で終わる場合は、原則、食料・飲料の提供は行いません。

- 平素の防災啓発活動において、避難をする場合には、食料・飲料やその他必要品は、各避難者が非常持出品として持参するよう推奨してください。

- 公民館備え付けの毛布を避難所開設時にご利用いただいた場合は、避難所の閉鎖後、都市防災部で回収し、お手入れをして返却しますので地域担当者までご連絡ください。

- 小学校の校舎内の備蓄を使用する必要がある場合は、教育委員会を通じ開錠要請しますので、地域派遣職員を通じ、市災害対策本部へご連絡をお願いします。



公的備蓄品（食料・飲料）の取扱いについて（訓練用として地域にお配りしたもの）

- まもなく消費期限を迎える（残り約1年）ため、地域で訓練等に活用していただくようお配りする食料・飲料（熱加工が不要のもの）の一部を公民館で保存していただくことで、短期間の避難所開設時にご利用いただけます。

小学校の体育館を避難所として利用する場合のエアコンの取扱い

- エアコンの使用基準

・学校環境衛生基準に準じ、館内温度が概ね18℃以上28℃以下の基準でない場合に稼働してください。なお、空調制御盤の横に温度計を設置しています。

・ただし、避難者の様子を見ていただきながら柔軟な対応が必要な場合もありますので、地域派遣職員にご相談ください。

その他

- 避難所運営に従事された公民館長・公民館主事に対する時間外勤務手当について

公民館主事が避難所となる公民館の開錠や施錠のため、正規の勤務時間以外に従事された場合は、市民活動交流センターがとりまとめ、都市防災部の予算からお支払いします。避難所運営については、公民館長や公民館主事に求めているものではありません。なお、公民館長は年額報酬であり、職務の性質上「正規の勤務時間が割り振られていない」ため、時間外勤務手当をお支払いすることはできません。

- 避難所運営に携わる自主防災組織の役員さんに対する謝礼等について

自主防災組織は、災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とされており、皆様のボランティア精神により地域防災力を支えていただいております。ご理解ご協力をお願いします。

- 避難所運営に携わられる自主防災隊長をはじめとする地域の役員さんの負担軽減のため、避難所開設期間が短い風水害の場合など、避難者の出入りが少ない場合は、市の地域派遣職員に運営を委ねてご帰宅いただいて構いません。ただし、不測の事態に備え緊急連絡先を交換するなどしていただくようお願いいたします。

- 岐阜市地域防災計画について

岐阜市の災害対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心にして、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画です。この計画は岐阜市ホームページにおいて公表しています。[岐阜市ホームページ](#) トップページから「ページ番号検索」1001417